

兵庫県公報

令和 7 年 6 月 20 日 金曜日 第 627 号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5 丁目 10 番 1 号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目 次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 令和 7 年度地籍調査事業の実施（農地整備課）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 都市計画の変更に係る公聴会の開催（同）	14
○ 同 上（同）	19
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	29
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	33
公 告	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	35
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	36
○ 都市計画法第 36 条第 3 項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	36

告 示

兵庫県告示第 530 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和 7 年 6 月 20 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 名 称 三田市民病院
所 在 地 三田市けやき台 3 丁目 1 番地 1
認 定 年 月 日 令和 7 年 6 月 16 日

認定の有効期限 令和10年6月15日

~~~~~

**兵庫県告示第531号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和7年度に地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 事業計画が定められた年月日

令和7年6月2日

## 2 調査を行う者の名称

兵庫県

## 3 調査地域

尼崎市のうち高田町、多可町のうち加美区熊野部、神崎郡市川町のうち上牛尾、神崎郡神河町のうち長谷、福本、寺前、鍛冶、長谷、重行、為信、峠、佐用町のうち下石井、佐用、上秋里、西新宿、大日山、上三河、三日月、河崎、豊岡市のうち但東町西谷、城崎町楽々浦、香美町のうち村岡区萩山、村岡区板仕野、新温泉町のうち鐘尾、千原、高末、朝来市のうち和田山町竹ノ内、田路、佐囊、生野町竹原野、生野町川尻、八代、山東町和賀、和田山町筒江、山東町和賀、生野町奥銀谷、生野町新町、生野町小野、和田山町土田、生野町口銀谷、並びに養父市のうち小佐、中米地、加保、夏梅、尾崎、今滝寺、浅間、建屋、筏、宿南、樽見、万久里

## 4 調査期間

令和7年4月から令和8年3月まで

~~~~~

兵庫県告示第532号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
岩屋	さより 船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	2隻	別記3
		別記1の2	5月20日から 11月30日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記4に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記 1 操業区域

- 1 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島墓浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）による改正前の漁船法施行規則（昭和 25 年農林省令第 95 号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記 4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から午前4時までは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船 1 隻当たりの設備容量	1 統当たりの総設備容量
2 隻以下	集魚燈に使用する電球 500 ワット以下	1,000 ワット以下



兵庫県告示第533号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期		推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営 む者の資 格
北淡	たい、はまち 五智網漁業	別記	たい	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
			はまち	9月10日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね「はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

~~~~~

## 兵庫県告示第534号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置            |             |      |          |      |    |           |
|-----|-----------------|-------------|------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類            | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 二見町 | さわら・はまち・あじ囲刺網漁業 | 別記          | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「一本釣り、はえなわ、ひきなわ、たこつぼ、いかせん漁業及びその他の刺網漁業等他種漁業の操業を妨げてはならない。」旨の条件を付けることがある。

## 別記 操業区域

明石市大久保町から姫路市の形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合においても、操業区域には共第24号共同漁業権の区域を含めず「明石市大久保町から姫路市の形町までの海面。ただし、共同漁業権共第24号漁業権漁場（鹿ノ瀬）の区域を除く。」とする。

~~~~~

兵庫県告示第535号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は

起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
北淡 一宮町	きす流網 漁業	別記 1	6 月 1 日から 11月30日まで	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

次のア、オ、カを結んだ線及びカから香川県小豆島星ヶ城を見通した線以南の海面のうち、淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 淡路市江崎灯台

イ 播磨灘航路 6 番燈浮標

ウ 淡路市江井埼北端

工 播磨灘鹿ノ瀬燈浮標

オ アとイを結んだ延長線とウとエを結んだ線の交点

カ ウとエを結んだ延長線と明石市明石城と香川県小豆島星ヶ城の見通し線との交点

別記2 条件

- 1 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。

兵庫県告示第536号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格

洲本 津名 東浦	ひき縄漁業	別記の 1		周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし
岩屋	同上	たちうお	別記の 2	同上	同上	同上	1 隻	同上
		その他	別記の 3					
一宮町	同上	たちうお	別記の 4	同上	同上	同上	1 隻	同上
		その他	別記の 5					

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路西浦海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第537号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン 数	隻数	漁業を営む 者の資格
西浦 南浦	たちうお ひき縄漁業	洲本市から淡路市松帆 に至る海面（大阪湾）	6月1日から 12月31日まで	定めなし	定めな し	定め なし	大阪湾漁業 協定書に基 づき大阪湾 漁業調整協 議会から入 漁を認めら れている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年11月28日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

兵庫県告示第538号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	かさご・めばる かご漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月20日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。

イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第539号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類

阪神間都市計画学校事業

(2) 名称

4002号 難波小学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市東難波4丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
- (2) 名称
4007号 長洲小学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市長洲東通3丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
- (2) 名称
4009号 杭瀬小学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和9年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市杭瀬北新町2丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

4032号 武庫庄小学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市武庫之荘本町3丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第550号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
- (2) 名称
4040号 小園小学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市若王子 3 丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

尼崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
- (2) 名称
4042号 成良中学校

3 事業施行期間

令和7年6月20日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市西長洲町2丁目地内
- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第552号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4045号 小田中学校
- 3 事業施行期間
令和7年6月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市長洲中通1丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第553号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称
4046号 小田北中学校
- 3 事業施行期間
令和7年6月20日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県尼崎市神崎町地内
 - (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類
阪神間都市計画学校事業
 - (2) 名称

公聴会に出席して意見を述べようとする者（阪神間都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和7年6月20日（金）から同年7月11日（金）まで（当日消印有効）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-3588

別記1

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（阪神地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。

市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町の7市1町で構成される阪神間都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

第2 阪神地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

隣接する神戸地域と共に県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な活用等により都市機能の充実・強化を図るとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを生かし、近接する拠点間での相互補完も含めた都市機能の確保を図る。

(2) 都市づくりの重点テーマ

ア 市街地の整備と防災・減災対策の強化

イ 大阪湾ベイエリアの活性化

ウ 住環境の高質化（子育て環境の充実）

エ グリーンインフラを活用した都市の快適性・防災性の向上

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

市街地が連たんし、依然として開発需要が高いため、区域区分を定める（都市計画法第7条第1項の規定により義務付け）。

(2) 区域区分の方針

市街化区域への編入は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた最小限の区域とする。

市街化区域内にあって、当分の間市街化が見込まれない区域や防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 主要用途の整備方針

多様な都市機能が集積する利便性の高い主要鉄道駅周辺は、県全体の活力やにぎわいを牽引するエリアとして都市機能を充実・強化

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部の工場集積地や内陸部のインターチェンジ周辺等において、既存産業の一層の充実や新たな産業拠点を形成

イ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

オールドニュータウン等の住宅地の再生

大規模工場の移転等に伴う土地利用転換への対応

ウ 市街化調整区域の土地利用の方針

地区計画や特別指定区域制度の活用に加え、空家等活用促進特別区域における空き家の用途変更など、開発許可制度を弾力的に運用

新名神高速道路インターチェンジ周辺における産業用地需要を踏まえた計画的な開発整備の誘導

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

名神湾岸連絡線の早期完成に向けた取組を促進

尼崎宝塚線など南北幹線の整備による安全で円滑な道路交通環境の確保

イ 公園・緑地

六甲山系、北摂山系等の都市近郊に残る自然環境や風致の保全

ウ 河川・下水道

猪名川や武庫川等の計画的な整備を推進

(3) 市街地整備に関する方針

都市計画法等の特例制度や各種支援制度の活用により民間投資を適切に誘導し、都市の競争力を強化
既成市街地の持続的な更新と価値向上に向け、公民連携でビジョンを共有し、多様な手法を組み合わせ、段階的・連鎖的に展開

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を推進

六甲山系グリーンベルト整備事業等の促進による自然緑地の保全と防災機能の強化

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

脱炭素化に資するコンパクトな都市構造の形成

ZEH、ZEBの普及等による住宅・建築物の脱炭素化

自家用車から公共交通や自転車等への転換を促進

尼崎西宮芦屋港を活用した物流のモーダルシフトを推進

イ グリーンインフラの活用

水辺空間の保全を図り、六甲・北摂山系など市街地周辺の森林や市街地内の緑化空間などと有機的につなげることで、多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実

市街化区域内農地は、緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産緑地地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進

(6) 景観形成に関する方針

黒川地区の里山等の恵まれた自然景観を保全

旧伊丹郷町の城下町、関西学院周辺等の眺望景観を形成する地区等の個性ある景観を保全・形成

(7) 地域の活性化に関する方針

阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化や日本遺産の構成文化財等を生かした観光を促進

都市に近い豊かな自然環境を生かした多様なライフスタイルが実現できるまちづくりを支援

別記2

阪神間都市計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の概要は、別表のとおり

別表

市町名	番号	地区 の名称	変更概要
芦屋市	1	南浜・涼風	市街化区域の境界を調整
宝塚市	2	ふじガ丘	市街化区域に編入
	3	山手台東	市街化区域の境界を調整
川西市	4	山下町	市街化区域に編入
	5	丸山台 1 丁目A	市街化調整区域に編入
	6	けやき坂 3 丁目	市街化調整区域に編入
	7	けやき坂 4 丁目	市街化調整区域に編入

別記 3

阪神間都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、定める。

2 都市再開発の基本方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大し、密度の高い市街地が広範囲に連たんしている。

人口減少・高齢化が進展し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市施設の老朽化、環境・景観への配慮、暮らし方・働き方の変化等を踏まえ、安全で安心な魅力ある都市づくりを目指し、市街地開発事業等のほか、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

主要な鉄道駅周辺においては、低未利用地や生産緑地以外の農地等の利活用を促進し、交通結節機能の改善・強化や商業・業務、都市型住宅等の都市機能の充実を図る。

また、低層住宅地周辺の低未利用地や都市基盤施設が脆弱な地区においては、都市農業の振興等に配慮しつつ、面的整備事業により土地利用の増進を図るほか、公共施設の統廃合や大規模工場の移転等に伴って生じた未利用地については、周辺地域との調和に配慮した適切な土地利用を誘導する。

老朽化した公的賃貸住宅団地においては、建替えにあわせて必要な公共施設を整備するなど、居住環境の改善に向けた団地再生に取り組むとともに、住宅と工場が混在する地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導する。

防災上課題のある地区については、都市基盤の整備、建築物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区一覧

市町名	特に一体的かつ総合的に 再開発を促進すべき地区
三田市	三田駅前（Cブロック）地区（約1.9ha）
芦屋市	JR芦屋駅南（約1.1ha）
西宮市	庁舎周辺地区（約9.6ha）
	阪神西宮駅周辺地区（約5.8ha）
	JR西宮駅南西地区（約2.5ha）
	津門大塚地区（約 12.0ha）

	樋ノ口地区 (約6.6ha)
	浜甲子園団地地区 (約 35.0ha)
宝塚市	仁川団地地区(約10.3ha)
	9 地区 約84.8ha

別記 4

阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、定める。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域は、密度の高い市街地が広範囲に連たんする地域であり、六甲山麓等の閑静な住宅地や郊外の緑豊かなニュータウンなど、利便性の高い都市圏にありながら、自然環境と共生した良好な住環境が形成されている。

人口減少に伴い、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、京阪神地域における良好な住宅地としての競争力を強化する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

主要な鉄道駅周辺では、中高層を中心とした住宅地の形成を図り、低未利用地では、道路や公園等の都市施設と住宅地を併せて整備するなど計画的な土地利用を図る。

郊外部においては、自然環境の保全に配慮した、ゆとりのある住宅市街地の形成を図る。

既に事業着手している郊外住宅団地等については、地域の需要を見極めつつ円滑な事業推進に努め、老朽化した住宅団地等では、建替え等により良好な住環境の形成を図る。

また、生活利便施設の確保や公共交通との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図るとともに、地区計画の活用などにより、周辺に配慮した良好な住環境の確保及び都市景観の保全を図る。

4 重点地区一覧

市町名	重点地区
芦屋市	南芦屋浜地区(約125.6ha)
西宮市	浜甲子園団地地区(約35.0ha)
宝塚市	宝塚山手台地区(約94ha)
	仁川団地地区(約10.3ha)
計	4 地区 約264.9ha

別記 5

阪神間都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、定める。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきたが、既成市街地の中には防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

これらの市街地については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化、延焼防止及び避難に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

3 防災再開発促進地区一覽

市町名	防災再開発促進地区
尼崎市	潮江北地区(約77.4ha)
	今福・杭瀬寺島地区(約13.4ha)
計	2地区 約90.8ha



兵庫県告示第556号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、
「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び
「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（播磨東部地域都市計画区域マスタープラン）

東播都市計画区域区分

東播都市計画都市再開発の方針

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

東播都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（播磨東部地域都市計画区域マスタープラン）

別記 1 のとおり

東播都市計画区域区分

別記 2 のとおり

東播都市計画都市再開発の方針

別記3のとおり

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

別記4のとおり

東播都市計画防災街区整備方針

別記5のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和7年6月4日（水）から同年7月31日（木）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、明石市都市局都市整備室都市総務課、加古川市都市計画部都市計画課、高砂市都市創造部都市住宅室都市政策課、播磨町都市基盤部都市計画課、稲美町地域整備部都市計画課、三木市都市整備部都市政策課、小野市地域振興部まちづくり課、加西市建設部都市計画課、西脇市建設水道部都市計画課、加東市都市整備部都市政策課及び多可町建設課

なお、素案は、兵庫県ホームページ

(https://web.pref.hvogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_setsumeikai.html)においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月31日（木） 19時から

(2) 場所

兵庫県加古川総合庁舎 2階大会議室 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(東播都市計画区域、加西都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域内に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和7年6月20日(金)から同年7月18日(金)まで(当日消印有効)

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)362-3588

別記1

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(播磨東部地域都市計画区域マスタープラン)の変更素案の概要

第1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。

市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町の8市3町で構成される播磨東部地域に含まれる東播都市計画区域、加西都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年(2050年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年(2030年)とする。

第2 播磨東部地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

国際競争力の強化を図る神戸市中心部や国際的な観光交流の促進を図る姫路市中心部との役割分担に留意しつつ、各拠点において、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積を図るとともに、地域内外の交通ネットワークの強化を図る。

(2) 都市づくりの重点テーマ

ア 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化

イ 「農」との健全な調和

ウ 伝統と次世代の産業の推進

エ 集落の地域コミュニティ維持

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

ア 東播都市計画区域

市街地が連たん又は分布し、依然として開発需要が高いため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定める。

イ 加西都市計画区域

農地や景観の保全等にも配慮した土地利用誘導が必要である一方で、地域活性化に資する新たな土地利用ニーズへの迅速な対応も必要であるため、用途地域や特定用途制限地域等の活用により土地利用コントロールを行うこととし、区域区分は定めない。

ウ 中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域

過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

(2) 区域区分の方針

市街化区域への編入は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた最小限の区域とする。

市街化区域内にあって、当分の間市街化が見込まれない区域や防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 区域区分を行う都市計画区域

(7) 主要用途の整備方針

主要な鉄道駅周辺における中高層を中心とした住宅の誘導、低層住宅地における良好な住環境の保全のため、地区計画等を活用した住環境の保全及び向上、多様な暮らし方・働き方に必要な都市機能の充実

商業及び業務活動の利便の増進、多様な都市機能の導入等によるにぎわい創出

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

大規模工場の移転等に伴う土地利用転換への対応

(7) 市街化調整区域の土地利用の方針

地区計画や特別指定区域制度の活用に加え、空家等活用促進特別区域による空き家の用途変更など、開発許可制度を弾力的に運用

インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等における産業用地需要を踏まえた計画的な開発整備の誘導

イ 区域区分を行わない都市計画区域

自然環境と調和した地域づくりを推進するため、法令に基づく規制誘導手法を活用し、重層的に土地利用をコントロール

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

東播丹波連絡道路や神戸西バイパスの整備、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を推進
JR東加古川駅付近や山陽電鉄高砂駅～荒井駅付近の連続立体交差事業の事業化を推進

イ 公園・緑地

播磨中部丘陵等の森林、加古川、印南野台地のため池等の豊かな自然環境や水辺空間を保全

ウ 河川・下水道

治水・利水、生態系、水文化・景観に配慮した河川整備を推進

生活排水処理計画に基づく流域下水道等の更新・整備及び適正な維持管理

(3) 市街地整備に関する方針

都市計画法等の特例制度や各種支援制度の活用により民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地整備・改善の推進

山陽電鉄江井ヶ島駅周辺等の利便性の高い市街地に残る低未利用地における土地利用を促進

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を促進

建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンにおける市街化の抑制

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

脱炭素化に資するコンパクトな都市構造の形成

東播磨港を活用した物流のモーダルシフトを推進

播磨臨海地域におけるカーボンニュートラルポート形成の取組を推進

イ グリーンインフラの活用

自然・田園が広がる地域では、無秩序な市街化を抑制し、「農」と調和した計画的な土地利用を誘導

市街化区域内農地は、緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産緑地地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進

(6) 景観形成に関する方針

播磨中部丘陵及びこれに連続する段丘崖等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然環境を保全

(7) 地域の活性化に関する方針

明石城や日本遺産の構成文化財等を生かしたまちづくりを推進

伝統と匠の技が生きるものづくり産業の集積を生かした産業ツーリズムを推進

別記 2

東播都市計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の概要は、別表 1 のとおり

また、区域区分を廃止する地区は別表 2 のとおり

別表 1

市町名	番号	地区の名称	変更概要
小野市	1	黒川（図書館東）	市街化区域に編入
加東市	2	下滝野	市街化区域に編入

別表 2

市町名	廃止する地区	変更概要
加西市	加西市における都市計画区域全域	市街化区域と市街化調整区域との区分を廃止

別記 3

東播都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び都市再開発法第 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき、定める。

2 都市再開発の基本方針

本都市計画区域は、臨海部は播磨臨海工業地帯の一部として重化学工業の集積により発展し、東西を連絡する鉄道の駅周辺を中心に市街地が連なっている。内陸部は、河川や街道沿いの市街地周辺に農山村集落が点在しており、各都市が特色のある地場産業等を有している。

人口減少・高齢化が進展し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市施設の老朽化、環境・景観への配慮、暮らし方・働き方の変化等を踏まえ、安全で安心な魅力ある都市づくりを目指し、市街地開発事業等のほか、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

JR・山陽電鉄明石駅やJR加古川駅周辺においては、市街地再開発事業等による土地の高度利用を促進し、商業・業務、都市型住宅等の都市機能の充実を図る。

その他の臨海部の主要鉄道駅周辺においては、低未利用地等を活用し、土地の高度利用や都市機能の集積を促進するとともに、都市基盤が未整備の地区では面的整備事業等により土地利用の増進を図る。

住宅と工場が混在する地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導するほか、郊外の住宅団地においては、地域コミュニティの再生と施設の再整備を推進する。

防災上課題のある地区については、都市基盤の整備、建築物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区一覧

市町名	特に一体的かつ総合的に 再開発を促進すべき地区
明石市	大久保駅前地区（約35.2ha）
加古川市	JR加古川駅北地区（約24.6ha）
	篠原地区（約 1.4ha）
計	3 地区 約61.2ha

別記 4

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、定める。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域の臨海部は、神戸・阪神地域に比べてゆとりのある密度の市街地が連たんしている。

人口減少に伴い、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既存市街地の更新を図り、良好な住環境を形成する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

臨海部の主要な鉄道駅周辺では、中高層を中心とした良好な住宅市街地の形成を図るため、面的整備事業等の円滑な推進に努めるとともに、民間による開発行為を適切に誘導する。

その他の地域では低層を中心としたゆとりある住宅地とするなど、地区の特性に応じた住宅地を誘導する。

また、生活利便施設の確保や公共交通との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図るとともに、地区計画の活用などにより、周辺に配慮した良好な住環境の確保及び都市景観の保全を図る。

4 重点地区一覧

市町名	重点地区
明石市	大久保駅前地区（約35.2ha）
加古川市	加古川駅北地区（約24.6ha）
	養田東地区（約6.4ha）
稲美町	菊徳地区（約7.6ha）
計	4 地区 約73.8ha

別記 5

東播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、定める。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、高度経済成長を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が拡大してきたが、都市施設が未整備なままの旧市街地等で建築物の老朽化が進んでいるなど、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

これらの市街地については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化、延焼防止及び避難に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、密集した町家等の歴史的なまちなみが地域の魅力の一つとなっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図る。

3 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
加古川市	篠原地区(約1.4ha)
計	1地区 約1.4ha



兵庫県告示第557号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則(昭和44年兵庫県規則第76号)第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(播磨西部地域都市計画区域マスタープラン)

中播都市計画区域区分

中播都市計画都市再開発の方針

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

中播都市計画防災街区整備方針

西播都市計画防災街区整備方針

(2) 素案の概要

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(播磨西部地域都市計画区域マスタープラン)

別記1のとおり

中播都市計画区域区分

別記2のとおり

中播都市計画都市再開発の方針

別記3のとおり

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針

別記4のとおり

中播都市計画防災街区整備方針

別記5-1のとおり

西播都市計画防災街区整備方針

別記5-2のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和7年6月4日(水)から同年7月30日(水)まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市都市局まちづくり部都市計画課、たつの市都市政策部都市計画課、福崎町まちづくり課、太子町経済建設部まちづくり課、相生市建設農林部都市整備課、赤穂市建設部都市計画課、上郡町建設課、宍粟市建設部住宅土地政策課及び佐用町建設課道路河川室

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_setsumeikai.html)においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月30日（水） 19時から

(2) 場所

姫路市市民会館 4階 第6会議室 姫路市総社本町112

（定員人員（40人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（中播都市計画区域、西播都市計画区域、山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和7年6月20日（金）から同年7月18日（金）まで（当日消印有効）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-3588

別記1

「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「西播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「西播磨高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（播磨西部地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。

市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

姫路市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町、宍粟市、佐用町、神河町及び市川町の5市6町で構成される播磨西部地域に含まれる中播都市計画区域、西播都市計画区域、山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

第2 播磨西部地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

姫路市中心部の広域拠点において都市機能の充実・強化を図り、県西部の活性化を牽引する。

交通ネットワークによる拠点間の連携強化により、都市機能の相互補完を行い、広域で都市機能を確保する。

(2) 都市づくりの重点テーマ

ア 広域都市機能の分担・連携

イ 広域的な滞在型観光の促進

ウ 伝統と次世代の産業の推進

エ 集落の地域コミュニティ維持

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

ア 中播都市計画区域及び西播都市計画区域

臨海部や内陸部に一定の平地を有し、市街地が連たん又は分布し、依然として開発需要が高いため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分

を定める。

イ 山崎都市計画区域及び西播磨高原都市計画区域

過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

(2) 区域区分の方針

市街化区域への編入は、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた最小限の区域とする。

市街化区域内にあつて、当分の間市街化が見込まれない区域や防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 線引き都市計画区域の土地利用

(7) 主要用途の整備方針

主要な鉄道駅周辺における中高層を中心とした住宅の誘導、低層住宅地における良好な住環境の保全のため、地区計画等を活用した住環境の保全及び向上、多様な暮らし方・働き方に必要な都市機能の充実

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部の工場集積地や内陸部のインターチェンジ周辺等において、既存産業の一層の充実や新たな産業拠点を形成

(4) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

姫路市中心部においては、高次都市機能の集積を図るとともに、周遊型観光の拠点整備等を促進

(7) 市街化調整区域の土地利用の方針

地区計画や特別指定区域制度の活用に加え、空家等活用促進特別区域による空き家の用途変更など、開発許可制度を弾力的に運用

イ 区域区分を行わない都市計画区域

田園風景を保全し、自然環境と調和した地域づくりを推進するため、法令に基づく規制誘導手法を活用し、重層的に土地利用をコントロール

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を推進

駅前広場整備による交通結節点の向上等や、JR播但線やJR姫新線等においては、駅周辺への都市機能の配置、二次交通の充実等により、多様な利用を創出

イ 公園・緑地

中国山地の山々、市川、千種川等の水辺等の豊かな自然環境を保全

ウ 河川・下水道

治水・利水、生態系、水文化・景観に配慮した河川整備を推進

生活排水処理計画に基づく流域下水道等の更新・整備及び適正な維持管理

(3) 市街地整備に関する方針

都市計画法等の特例制度や各種支援制度の活用により民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地整備・改善の推進

JR東姫路駅周辺、英賀保駅周辺、網干駅周辺等の利便性の高い市街地に残る低未利用地における土地利用を促進

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を促進

建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンにおける市街化の抑制

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

脱炭素化に資するコンパクトな都市構造の形成

姫路港や姫路貨物駅を活用した物流のモーダルシフトを推進

播磨臨海地域におけるカーボンニュートラルポート形成の取組を推進

イ グリーンインフラの活用

自然・田園が広がる地域では、無秩序な市街化を抑制し、「農」と調和した計画的な土地利用を誘導
市街化区域内農地は、緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産
緑地地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進

(6) 景観形成に関する方針

中国山地の山々からなる森林や高原、市川や揖保川等の河川、播磨灘の海岸線等の多彩な自然景観を保全
「佐用郡地域」においては、星空景観形成地域として美しい星空景観を保全

(7) 地域の活性化に関する方針

姫路城や日本遺産の構成文化財等を生かした広域的な滞在型観光を促進

別記 2

中播都市計画区域区分の変更素案の概要

変更する地区の概要は、別表のとおり

別表

市町名	番号	地区の名称	変更概要
たつの市	1	宮内	市街化区域に編入
	2	新宮	市街化調整区域に編入

別記 3

中播都市計画都市再開発の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づき、定める。

2 都市再開発の基本方針

本都市計画区域は、播磨臨海工業地帯の中核を担っており、姫路市やたつの市の城下町を中心に市街地が
連たんしている。

人口減少・高齢化が進展し、持続可能な生活圏の確保が求められる中、防災対策の必要性の増大、都市施
設の老朽化、環境・景観への配慮、暮らし方・働き方の変化等を踏まえ、安全で安心な魅力ある都市づくり
を目指し、市街地開発事業等のほか、既存ストックの有効活用や民間投資の適切な誘導等により、地域の課
題に応じた市街地の整備・改善を推進する。

JR・山陽電鉄姫路駅周辺の姫路市中心部においては、再開発を促進し、播磨地域の中核都市として、高次
都市機能の集積を図る。

その他の臨海部の主要な鉄道駅周辺においては、低未利用地等を活用し、土地の高度利用や都市機能の集
積を促進するとともに、都市基盤施設が未整備の地区では、面的整備事業等による整備を推進する。

住宅と工場が混在する地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導する。

防災上課題のある地区については、都市基盤の整備、建築物の防火・不燃化、老朽住宅の建替え等に取り
組み、都市の防災性を強化し、居住環境の向上を図る。

さらに、老朽化が進む共同住宅地等においては、建替えによる居住環境の改善に向けた取組を促進する。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区一覧

市町名	特に一体的かつ総合的に 再開発を促進すべき地区
姫路市	姫路駅周辺地区（約69.0ha）
	姫路城南地区（約5.6ha）
	姫路駅南地区（約7.1ha）
	姫路駅南西地区（約7.4ha）

姫路市	手柄山周辺地区（約54.1ha）
	阿保地区（約90.6ha）
	山電網干駅前地区（約3.0ha）
	飾磨駅周辺地区（約41.0ha）
	JR網干駅前地区（約5.0ha）
計	9 地区 約282.8ha

別記 4

中播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、定める。

2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域の臨海部は、姫路市中心部を中心としたゆとりのある密度の市街地が連たんしている。

人口減少に伴い、空き家や空き地の増加が予想されることから、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、良好な住環境を形成する。

3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

主要な鉄道駅周辺などで都市基盤が未整備な地区において、面的整備事業等の円滑な推進に努め、良質な住宅市街地の形成を図る。

また、生活利便施設の確保や公共交通との連携に配慮した持続可能な住宅市街地の形成を図るとともに、地区計画の活用などにより、周辺に配慮した良好な住環境の確保及び都市景観の保全を図る。

4 重点地区一覧

市町名	重点地区
姫路市	阿保地区(約90.6ha)
	英賀保駅周辺地区(約69.5ha)
計	2 地区 約160.1ha

別記 5－1

中播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、定める。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、昭和初期までに形成された旧市街地において都市施設が未整備なまま建築物の老朽化が進んでいるなど、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

これらの市街地については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化、延焼防止及び避難に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、密集した町家等の歴史的なまちなみが地域の魅力の一つとなっている地区については、避難路や防災広場の優先的な確保を図りつつ、可能な限り歴史的景観の保全等を図る。

3 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
姫路市	姫路城南地区（約3.0ha）
計	1地区 約3.0ha

別記5-2

西播都市計画防災街区整備方針の変更素案の概要

1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、定める。

2 防災街区整備の方針

本都市計画区域は、都市施設が未整備な旧市街地における建築物の老朽化や、旧社宅の長屋建建築物の老朽化など、防災上の課題を持つ密集市街地が存在している。

これらの市街地については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や、市街地開発事業、耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建替え等による耐震化・不燃化、延焼防止及び避難に有効な道路、公園等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

3 防災再開発促進地区一覧

市町名	防災再開発促進地区
赤穂市	尾崎地区（約26.2ha）
	塩屋地区（約15.2ha）
計	2地区 約41.4ha



兵庫県告示第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（但馬地域都市計画区域マスタープラン）

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和7年6月4日（水）から同年7月28日（月）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、豊岡市都市整備部都市整備課、新温泉町建設課、香美町建設課、養父市まち整備部土地利用未来課及び朝来市都市整備部都市政策課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

（https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_setsumeikai.html）においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月28日（月） 19時から

(2) 場所

豊岡市役所 2階 大会議室 豊岡市中央町2-4

(定員人員(40人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和7年6月20日(金)から同年7月18日(金)まで(当日消印有効)

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話(078)362-3588

別記

「豊岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(但馬地域都市計画区域マスタープラン)の変更素案の概要

第1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。

市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

豊岡市、新温泉町、香美町、養父市及び朝来市の3市2町で構成される但馬地域に含まれる豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年(2050年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年(2030年)とする。

第2 但馬地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

市町ごとの拠点において、日常生活に必要な都市機能の維持・充実を図るとともに、交通ネットワークによる拠点間の連携強化を通じた都市機能の相互補完により、広域で都市機能の確保を図る。

芸術の魅力発信等による交流人口の増加や地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。

(2) 都市づくりの重点テーマ

ア 自然環境の保全と生態系ネットワークの形成

イ 地域資源を生かしたまちづくり

ウ 水害・土砂災害に強い地域づくり

エ 集落の地域コミュニティ維持

2 区域区分の決定の有無

豊岡都市計画区域、浜坂都市計画区域、香住都市計画区域、八鹿都市計画区域及び和田山都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

県内有数の豊かな自然環境を維持し、優れた歴史、文化等を生かしたまちづくりを推進するため、法令に基づく規制誘導手法を活用し、重層的に土地利用をコントロール

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

基幹道路ネットワークの形成による広域的な交流を促進するため、北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道の整備推進及び未事業化区間の早期事業化を推進

鉄道と路線バス等との接続改善等により、JR 山陰本線、JR 播但線、高速バス等の利用を促進
コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保

イ 公園・緑地

氷ノ山、鉢伏高原、田山川等の自然を保全しグリーンインフラを形成

ウ 河川・下水道

治水・利水、生態系、水文化・景観に配慮した河川整備を推進等

(3) 市街地整備に関する方針

既成市街地での都市機能を充実及び古民家や町家の空き家等を活用した観光交流等を促進
歴史的なまちなみが残る出石や城崎等において、地区の特性に応じた防災対策を推進

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を促進

建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

ZEH等の普及等による住宅・建築物の脱炭素化

イ グリーンインフラの活用

円山川などの河川や但馬海岸などの水辺空間の保全を図り、市街地周辺の森林や市街地内の緑化空間などと有機的につなげることで、多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実

(6) 景観形成に関する方針

氷ノ山等の山々や高原、リアス式の山陰海岸、コウノトリが生息する円山川流域等の自然景観を保全
出石等の城下町、大屋町大杉の養蚕集落、城崎等の温泉街、生野の鉱山町等の歴史的なまちなみを保全・
活用

(7) 地域の活性化に関する方針

近代化産業遺産や日本遺産の構成文化財等を生かしたまちづくりを促進

「但馬まるごと芸術の郷」プロジェクトの取組等による国際的な観光交流を促進

集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持

兵庫県告示第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(丹波地域都市計画区域マスタープラン)

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和7年6月4日（水）から同年8月5日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、丹波篠山市まちづくり部地域計画課及び丹波市建設部都市住宅課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 8 月 5 日 (火) 19時から

(2) 場所

丹波篠山市立四季の森生涯学習センター 東館大会議室 丹波篠山市網掛429

(定員人員 (40人) を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和 7 年 6 月 20 日 (金) から同年 7 月 25 日 (金) まで (当日消印有効)

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電話 (078) 362-3588

別記

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「丹波都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(丹波地域都市計画区域マスタープラン) の変更素案の概要

第 1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

丹波篠山市及び丹波市の 2 市で構成される丹波地域に含まれる篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン 2050」の展望年次である令和 32 年 (2050 年) の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和 12 年 (2030 年) とする。

第 2 丹波地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

各市の地域拠点間において、都市機能の相互補完を行うとともに、交通ネットワークを生かした阪神地域等の地域外との連携強化により、広域で都市機能の確保を図る。

交流人口の増加や地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。

(2) 都市づくりの重点テーマ

ア 「森」の保全と活用

イ 歴史的なまちなみの保全・活用と防災性向上

ウ 美しい農村・田園景観と農地の保全

エ 集落の地域コミュニティ維持

2 区域区分の決定の有無

篠山都市計画区域及び丹波都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

美しい田園景観を生かしたまちづくりを推進するため、法令に基づく規制誘導手法を活用し、重層的に土地利用をコントロール

一定の開発需要を有する地域においては、用途地域や特定用途制限地域、地区計画等を活用し、地域活力の維持・向上に必要な機能を確保

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

基幹道路ネットワークによる広域的な交流を促進するため、東播丹波連絡道路の未事業化区間の早期事業化を推進

篠山城跡周辺等における観光シーズンの交通集中を踏まえ、都市計画道路の整備や公共交通や自転車の利用促進等の対策を推進

コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保

イ 公園・緑地

既存の公園・緑地を生かしつつ、河川や史跡と一体となった身近な緑を保全

ウ 河川・下水道

治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進

(3) 市街地整備に関する方針

歴史的まちなみを有する市街地や宿場町においては、古民家や町家の空き家等を活用した観光交流等を促進するとともに、地区の特性に応じた防災対策を推進

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を促進

建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

ZEH等の普及等による住宅・建築物の脱炭素化

イ グリーンインフラの活用

地域の大半を占める自然・田園環境について、無秩序な市街化を抑制し、「農」と調和した計画的な土地利用を誘導

(6) 景観形成に関する方針

多紀連山等の山々、篠山川や竹田川、それらに囲まれた盆地等の「丹波の森」を形成する自然景観を保全

篠山城跡周辺や柏原等の城下町、福住等の宿場町、上立杭の陶芸の里等の歴史的なまちなみを保全・活用

(7) 地域の活性化に関する方針

日本遺産の構成文化財を生かした誘客や歴史・文化を生かしたサイクルツーリズムを促進

丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム構想の展開等の取組等による観光交流を促進

集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持

兵庫県告示第560号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

令和7年6月20日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスタープラン）

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

令和7年6月4日（水）から同年7月25日（金）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課、洲本市都市整備部都市計画課、淡路市都市整備部都市計画課及び南あわじ市産業建設部都市政策課

なお、素案は、兵庫県のホームページ

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r07_toshimas_setsumeikai.html) においても掲示する。

2 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月25日（金） 19時から

(2) 場所

兵庫県洲本総合庁舎 3階会議室A・B 洲本市塩屋2-4-5

（定員人員（40人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（洲本都市計画区域、淡路都市計画区域及び南あわじ都市計画区域に住所を有する者並びに利害関係人に限り、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事宛ての書面を兵庫県まちづくり部都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

令和7年6月20日（金）から同年7月15日（火）まで（当日消印有効）

5 公聴会の公開

公聴会は、これを公開する。

6 公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県まちづくり部 都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-3588

別記

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「南あわじ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（淡路地域都市計画区域マスタープラン）の変更素案の概要

第1 基本的事項

1 役割

中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示す。
市町マスタープラン及び立地適正化計画は、本方針に即して定める。

2 対象区域

洲本市、淡路市及び南あわじ市の3市で構成される淡路地域に含まれる洲本都市計画区域、淡路都市計画区域及び南あわじ都市計画区域

3 目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

第2 淡路地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 目指すべき都市構造

各市の地域拠点間において、都市機能の相互補完を行うとともに、交通ネットワークを生かした神戸市などの地域外との連携強化により、広域で都市機能の確保を図る。

交流人口の増加や地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により、滞在型観光等の広域的な交流の促進を図る。

(2) 都市づくりの重点テーマ

- ア 津波・高潮対策の推進
- イ 大阪湾ベイエリアの活性化
- ウ 地域資源の積極的活用
- エ 集落の地域コミュニティ維持

2 区域区分の決定の有無

洲本都市計画区域、淡路都市計画区域及び南あわじ都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

緑豊かな山並みや変化に富んだ海岸線、伝統的な生活文化や産業等を生かしたまちづくりを推進するため、法令に基づく規制誘導手法を活用し、重層的に土地利用をコントロール

(2) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備を推進

2030年前後の神戸空港国際定期便の運用開始を見据え、多様な移動手段による広域交通ネットワークの形成を促進

コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保

イ 公園・緑地

慶野松原や五色浜等の豊かな自然を保全、公園の適正な維持管理・整備・利用促進

ウ 河川・下水道

治水・利水、生態系、水文化・景観に配慮した河川整備を推進

(3) 市街地整備に関する方針

既成市街地での都市機能を充実及び古民家や町家の空き家等を活用した観光交流等を促進

漁業集落等の密集市街地においては、地区の特性に応じた防災対策を推進

(4) 防災に関する方針

緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化を促進

建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

ZEH等の普及等による住宅・建築物の脱炭素化

イ グリーンインフラの活用

森林の整備・保全とともに都市における森林資源の活用を推進

地域の大半を占める自然・田園環境について、無秩序な市街化を抑制し、「農」と調和した計画的な土地利用を誘導

(6) 景観形成に関する方針

津名丘陵や諭鶴羽山地、洲本川や三原川、周囲の海岸線等の美しい自然景観を保全

(7) 地域の活性化に関する方針

豊かな食材の宝庫としての食のブランド、サイクルツーリズム、海洋性レクリエーション等のスポーツ等を生かした観光交流・移住の促進

エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す「あわじ環境未来島構想」の取組の促進

公 告

景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した

3 許可年月日及び許可番号

令和 7 年 5 月 13 日

兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－18－3 号（5 小野）